

障害福祉分野

就職支援金

～ 貸付制度のお知らせ ～

「障害福祉分野就職支援金貸付制度」は、国と秋田県の補助を受け、秋田県福祉保健人材・研修センターが、障害福祉分野への就職をサポートする制度です。

対 象

次の①～③までの要件をすべて満たす方

① 次のいずれかの一定の研修を修了した。(研修を受講中の方、受講予定の方もご相談ください。)

- 介護職員初任者研修以上の研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 障害者居宅介護従事者基礎研修
- 重度訪問介護従事者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの過程と応用を受講すること)
- 同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること)
- 行動援護従事者養成研修

② 秋田県福祉保健人材・研修センターに予め「障害福祉分野就職支援金利用計画書」を提出(裏面参照)した。

③ 秋田県内の障害福祉施設・事業所^{※1}において障害福祉職員^{※2}として就職した若しくは就職することが決まっている。

※過去に「離職介護人材再就職準備金」または「介護分野就職支援金」を利用したことがある方は、対象外となります。

貸付条件

金額

総額

20万円以内
(一人当たり一回限り)

利子

無利子

※1 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。))第5条第1項、同条第18項、第77条及び第78条、児童福祉法(昭和22年法律164号)第6条の2の2第1項、同条第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法(昭和24年法律283号。以下「身体障害者福祉法」という。))第4条の2に規定するサービスをいう。)を提供する施設若しくは事業所、障害者総合支援法第5条第27項、同条第28項及び第77条の2並びに身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所をいいます。

※2 主たる業務がサービス利用者に直接サービス(介護)を提供する者をいいます。

貸付対象となる経費

障害福祉施設・事業所に新たに就職する際に必要となる費用で、次のようなものが対象となります。

※この他にも対象となる場合があります。
詳細については、下記の番号までお問い合わせください。



子どもを預けるための費用



研修受講料や
参考図書費等



通勤用自転車・バイク等
購入費



転居に伴う費用



介護ウェアなどの
業務用被服費

返還免除条件

返還免除条件は次のとおりです。

秋田県内の障害福祉施設・事業所で、2年間継続^{※3}して障害福祉サービス業務に従事すること

※3 負傷や疾病等、やむを得ない事由により休職・離職した場合は、休職・離職前と復職後に従事した期間と合算して2年間に達した場合に返還が免除されます。

「障害福祉分野就職支援金利用計画書」の提出について

右のQRコードを読み取り、様式をダウンロード・印刷して、必要事項を御記入の上、提出してください。



お問い合わせ先

秋田県福祉保健人材・研修センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

TEL.018-864-3500 FAX.018-864-2877